

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	いわはし 岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	○うえ 上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部教授
	しまぶくろ 島 袋 秀 勝	弁 護 士
	しろま 城 間 貞	公認会計士・税理士
	にしむら 西 村 オ リ エ	弁 護 士
労働者代表委員	いしかわ 石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	きな 喜 納 浩 信	U A ゼンセン沖縄県支部長
	ち はな 知 花 優	連合沖縄事務局長
	てるき 照 喜 名 朝 和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
	の はら 野 原 陽 子	イオン琉球労働組合中央執行委員長
使用者代表委員	さくもと 佐 久 本 和 代	沖縄県中小企業団体中央会事務局長
	たばた 田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	つ は こ 津 波 古 透	沖縄県商工会連合会 専務理事
	ひ が 比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
	ぶくち 福 地 敦 士	那覇商工会議所事務局長
備考	発令年月日 令和5年4月1日（なお、津波古透委員のみ令和6年6月24日発令） 任期満了日 令和7年3月31日 各委員の配列は五十音順 は会長、○は会長代理	

沖縄地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときのほか、沖縄労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和6年7月1日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(設置)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(小委員会)

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

(会議の招集等)

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたとときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

4 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

(実地調査並びに参考人意見聴取)

第5条の2 委員長は、小委員会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

(審議事項)

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は会議を一部非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 8 条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員 2 人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第 9 条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則 この規程は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会
 沖縄県最低賃金運営小委員会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	い わ は し ろ き 岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	し ま ぶ くろ ひ で か つ 島 袋 秀 勝	弁 護 士
	し ろ ま た だ し 城 間 貞	公認会計士・税理士
労働者代表委員	い し か わ し ゅ う じ 石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	き な ひ ろ の ぶ 喜 納 浩 信	U A ゼンセン沖縄県支部長
	の ほ ら よ う こ 野 原 陽 子	イオン琉球労働組合中央執行委員長
使用者代表委員	た ば た か ず お 田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	ひ が か な え 比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
	ふ く ち あ つ し 福 地 敦 士	那覇商工会議所事務局長
備考	指名年月日 令和6年7月1日 任期満了日 令和7年3月31日 委員の配列は各側五十音順となっています	

令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
1	7.1 (大会議室)	月	1回 15:00	年間審議計画 専門部会、運小役割分担	会長、会長代理選出 地域専門部会の設置 運営小委員会の設置	地域最賃改定諮問 令6条第5項適用 年間審議日程計画				
	7.1(月) ~7.16(火)		地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1~7/16)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/1~7/16)		庁舎掲示板/HP に掲示
2	7.22 (大会議室)	月					1回 15:00	(地域別)部会長、部会長代理選出 実地視察・参考人聴取等の実施について		
3	7.24 ~7.26 (事業場)	水 ~ 金					2回	(地域別)事業場実地視察 左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名	
4	7.31 (大会議室)	水	2回 13:00		中賃目安伝達 最賃基礎調査結果報告 特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	1回 14:00	委員長、委員長代理選出 特定(産別)最賃改定の 必要性に係る検討	3回 15:30	実地視察結果 参考人意見聴取	
	8.2 (大会議室)	金					4回 15:00	(地域別)額提示、調整		
6	8.5 (大会議室)	月					5回 15:00	(地域別)額調整、(結審)		
	8.5(月) ~8.20(火)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)							
7	8.7 (大会議室)	水	3回 16:00	特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(8/7専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合；採決) 特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合)	2回 13:00	関係人意見聴取(概要書) 特定(産別)最賃改定の必要 性の有無についてとりまとめ	6回 14:00	(地域別)額調整予備(結審)	
	8.7(水) ~8.22(木)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7~8/22)					(特定)専門部会委員の推薦に係る公示 (8/7~8/22)		

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会	
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題
8	8.9 (大会議室)	金	4回 16:00		○地賃専門部会報告(8/9専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合；採決)			7回 14:00	(地域別)額調整予備(結審)
	8.9(金) ~8.26(月)				地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/9採決の場合)				
9	8.21 (中会議室)	水	4回 (または 5回) 9:30		異議審(8/5答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
	8.23 (中会議室)	金			異議審(8/7答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
	8.27 (中会議室)	火			異議審(8/9答申の場合) 異議申出内容にかかる審議				
10	8.30 (大会議室)	金					1回 14:00	(産業別合同部会) 部会長、部会長代理選出 実態調査報告 審議会部会日程調整 (産業別資料説明) 新聞業 自動車(新車)小売業 各種商品小売業 糖類製造業	
11	9.6 (中会議室)	金					2回 14:00 15:30	(産業別) 額の提示 新聞業(14:00~) 自動車(新車)小売業(15:30~)	
12	9.9 (中会議室)	月					2回 14:00 15:30	(産業別) 額の提示 各種商品小売業(14:00~) 糖類製造業(15:30~)	
13	9.10 (大会議室)	火					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 新聞業	
	9.10(火) ~25(水)							特定最賃(新聞)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	
14	9.12 (中会議室)	木					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 自動車(新車)小売業	
	9.12(木) ~9.27(金)							特定最賃(自動車)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	
15	9.13 (中会議室)	金					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 各種小売業	
	9.13(金) ~9.30(月)							特定最賃(各種商品)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	
16	9.17 (中会議室)	火					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 糖類製造業	
	9.17(火) ~10.2(水)							特定最賃(糖類)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	
17	9.20.24	金火					4回 14:00~ 15:30~	(産業別) 額の調整(結審：予備日) 各業種	
18	9.25 (中会議室)	水	5回 15:00		(産業別)額調整、(採決：予備日) 専門部会で結審に至らなかった場合				
	9.25(水) ~10.10(木)							特定最賃(各業種)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
22	7.3.7 （大会議室）	金	6回 16:00		令和6年度の審議会総括について 令和7年度産業別最低賃金申出意向確認 最低賃金専門部会の廃止について その他					

